

マイクロバス貸出し規則

(趣旨)

第1条 この規則は、オール笠岡ドリームス（以下「チーム」という。）のマイクロバス（以下「バス」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 チームスタッフ及び保護者会会長が認めたもの

(貸出しの承認)

第3条 バスの貸出しを受けようとする者は、マイクロバス借用願（別紙様式）を提出し、チームスタッフ及びの承認を受けなければならない。

(貸出しの制限)

第4条 チームは、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを認めない。

- (1) チームの運営に支障を来す恐れがある場合。
- (2) チームが不相当と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用料は、1日20,000円とする。バスの使用後は燃料を補給し、清掃を行い返納しなければならない。

(貸出期間及び返却)

第6条 貸出期間は、借用書記載の期間とし、貸出期間を延長する必要があるときは、借用書を更新して承認を受けなければならない。

- 2 貸出期間中の転貸は認めない。
- 3 貸出期間中であってもバスの返却を求められたときは、直ちに応じなければならない。
- 4 バスを返却するときは、当該保護者会役員の検査を受けなければならない。

(弁償)

第7条 バスを破損させた場合は現状復帰、又はこれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

(貸出しの停止)

第8条 チームは、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを取り消し、又は1年以上貸出しを停止することができる。

- (1) バスを故意に又は重大な過失により損傷したとき。
- (2) チームが貸出しを不相当であると認めたとき。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年9月10日から施行する。